

【新型コロナウイルスに感染した在籍児童生徒等について、感染可能期間の登校が確認された場合の基本的な対応（京都市立幼稚園・小・中・小中学校）】

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止と教育活動の両立、医療現場や保健所業務の負担軽減、社会経済活動の維持等の観点から、国の対応方針が見直されました。

このことを踏まえ、最新の文部科学省事務連絡（令和4年8月19日付け）等に基づき、学校園の負担軽減と持続可能なコロナ対応の両立に向けた本市立学校園の学級閉鎖基準、疫学調査・濃厚接触者の特定の対応等について、以下のように改めます。

なお、今後も、最新の知見に基づいた国の対応方針が変更された場合等は、本市立学校園の対応方針についても、改めて変更する場合があります。

1 学級閉鎖の実施基準・疫学調査の実施について（9月1日（木）から適用）

○学級閉鎖の実施基準

次の①及び②の基準を両方とも満たした場合に、感染者の最終登校日の翌日から5日間、学級閉鎖を行う。

① 同一学級内で3日以内（1例目の感染者の最終登校日の翌日を起算日）に、感染者を3人以上確認（家庭内感染が疑われるなど、感染経路が異なる場合は除く）。

② ①の基準に達した時点で、①の感染者と発熱・咳等の症状による欠席者の総数が、同学級内で5人以上となった場合。

※ 高等学校・総合支援学校は、引き続き、教育活動の状況等を踏まえ、小・中学校等の対応を参考に個別に判断。

○疫学調査の実施（濃厚接触者の特定）

原則、実施しない。

ただし、感染者の感染可能期間に、「濃厚接触者特定の基準」に該当する活動（集団宿泊活動等）があった場合や、同学級内で感染者が急増している場合等は、教育委員会において学校からの報告に基づき、感染者の活動状況等をふまえ、出席停止とすべき者や学校の児童生徒へのPCR検査の実施等について判断する。

2 PCR検査受検者等の登校等について（従来どおり）

「濃厚接触者特定の基準」に該当する活動（集団宿泊活動等）等があった場合や、同学級内で感染者が急増している場合等で、児童生徒がPCR検査を受検する際は、PCR検査の対象となった児童生徒の兄弟姉妹の市立学校園への登校等について、検査を受検する児童生徒及び当該兄弟姉妹やその他の同居家族に発熱や咳等の症状がない場合に限り、登校等を控えていただく必要はございません。

3 注意就業について（従来どおり）

学級閉鎖を実施しない場合や学級閉鎖から再開した際は、感染症対策を一層徹底した教育活動（注意就業）を実施する（学級閉鎖を実施しない場合は、感染者の最終登校日翌日から5日間、学級閉鎖再開後は2日間を別途）。

4 保護者、ご家族の皆様へのお願い

○9月1日以降、原則、学校園での疫学調査は実施いたしません。上記2のとおり、感染状況により学級全体等へのPCR検査を実施する際も、PCR検査対象児童生徒の兄弟姉妹の市立学校園への登校・園について、検査対象児童生徒及び当該兄弟姉妹やその他の同居家族に発熱や咳等の症状がない場合に限り、登校等を控えていただく必要はございません。（保護者等同居されている家族のPCR検査受検に伴う、お子様の登校等についても、同様です。）

ただし、発熱や咳等の症状がある場合は、ご兄弟姉妹・ご家族も外出自粛のご協力をお願いいたします。検査結果は、判明した段階で学校からご連絡いたします。

○学級閉鎖期間中における、ご家族の就学前施設や勤務先等（以下、「施設等」という。）の利用・出勤等の可否については、各ご家庭において、直接、施設等へご確認をいただきますようお願いいたします。

○在籍児童生徒に発熱や咳等の体調不良がみられる場合には、速やかに学校園へご連絡をお願いいたします。

○学級閉鎖期間中はご家庭にもご負担をおかけする部分がございますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

（参考）変更前（8月31日（水）まで）の基準等について

（1）学級閉鎖の実施基準

次の①～③のいずれかの基準で、同一学級内の感染者（感染可能期間の登校園がある者）等が確認された場合に、原則、感染者の最終登校日の翌日から5日間、学級閉鎖を実施。

- ① 感染者を2名以上同一日に確認（共に家庭内感染が疑われる等の場合は除く）
- ② 感染者の1名確認に加え、発熱・咳等の症状による欠席者が3名以上
- ③ 感染者の1名確認に加え、1例目の感染者の最終登校日翌日から5日以内に発熱・咳等が生じ、その後に新たに感染者（2例目）を確認（家庭内感染が疑われる等の場合は除く）

※高等学校・総合支援学校は、教育活動の状況等を踏まえ、個別に判断。

（2）疫学調査の実施（濃厚接触者の特定）

原則、各学校園で実施。

令和4年8月31日
京都市教育委員会